

概要（実績評価書（案）のポイント）

施策目標 I - 5 - 2

**感染症による健康危機発生時に迅速かつ適切に
対処する体制を整備すること**

【概要】令和7年度実績評価書（案）（施策目標 I-5-2）

基本目標 I：安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること

施策大目標5：新興感染症への対応を含め、感染症の発生・まん延を防止するとともに、感染症による健康危機発生時に迅速かつ適切に対処する体制を整備すること

施策目標2：感染症による健康危機発生時に迅速かつ適切に対処する体制を整備すること

現状（背景）

- ・ 政府の感染症危機管理の体制としては、令和5年9月に内閣官房に内閣感染症危機管理統括庁が設置され、感染症対応に係る関係省庁に対する総合調整を平時から有事まで一貫して統括し、厚生労働省は感染症対応の実務の中核を担っている。（なお、感染症を含む健康危機発生時に迅速かつ適切に対処するため、厚労省においては「厚生労働省健康危機管理基本指針」等に基づき、健康危機管理体制を整備。）
- ・ また、次の感染症危機に対応する政府の司令塔機能の強化の一環として、感染症その他の疾患に関し、調査研究、医療の提供、国際協力、人材の養成等を行うとともに、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症の発生及びまん延時において疫学調査から臨床研究までを総合的に実施し、政府に科学的知見を提供する「新たな専門家組織」として、国立感染症研究所と国立研究開発法人国立国際医療研究センターを一体的に統合し、令和7年4月に「国立健康危機管理研究機構」（Japan Institute for Health Security、略称JIHS）が設立された。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の流行を背景に、輸入感染症等の報告数は少なくなっていたが、新型コロナウイルス感染症の類型見直しに伴う国際的な往来の再開等による流入により一部の感染症では前年よりも報告数が増加しているため、新型コロナウイルス感染症も含め、国立健康危機管理研究機構（JIHS）による情報収集等を踏まえ感染症の発生状況を注視しつつ、次の感染症危機に備える必要がある。

課題 1

- ・ 感染症による健康危機発生時に迅速かつ適切に対処するため、あらかじめ有事の際の対応策を整理し、平時の備えの充実を図る必要がある。
- ・ 今後新たに発生する感染症に対しては、政府が科学的根拠ある対策を迅速にとるため、質の高い科学的知見を提供する体制を整備することが必要。

達成目標1

感染症による健康危機発生に備え、平時より適切に感染症の発生状況の把握等を行うとともに、感染症有事における対応力の強化に向けた質の高い科学的知見を提供する体制の整備を推進する。

【測定指標】太字・下線が主要な指標

- 1 健康危機管理調整会議の定期開催件数（アウトプット）
- 2 **国立健康危機管理研究機構法第三十条に基づく主務大臣による毎年度の業務の実績の評価について、標準評価（B評価）以上の評価を受けた項目の割合（アウトプット）**

【概要】令和7年度実績評価書（案）（施策目標 I-5-2）

総合判定

赤字は主要な指標

【達成目標1：感染症による健康危機発生に備え、平時より適切に感染症の発生状況の把握等を行うとともに、感染症有事における対応力の強化に向けた質の高い科学的知見を提供する体制の整備を推進する。】

指標1：○（目標達成率108%） 指標2：－

【目標達成度の測定結果】

②目標達成

（判定理由）

- ・ 評価可能な指標について「○」となった。
- ・ 以上より、上記のとおり判定した。

【総合判定】

A【目標達成】

施策の分析

《有効性の評価》

- ・ 指標1については、月2回という開催目標水準を維持し、臨時開催でも実効的なリスクアセスメント体制が確保されており、有効に機能していると評価できる。
- ・ 指標2については、令和7年度の実績値より評価可能な中、令和7年度実績は得られていないため、現時点では有効性の評価は困難。なお、JIHSの前身である国立研究開発法人国立国際医療研究センターの最終事業年度（令和6年度）における実績評価においては、標準評価（B評価）以上の評価を受けた項目の割合は100%となっており、感染症等に関する研究・開発、政策提言等を実施し、質の高い科学的知見を提供することに寄与したといえ、統合後のJIHSにおいては、さらに実効的な取組により体制整備を進めていく必要がある。

《効率性の評価》

- ・ 指標1については、予算の執行の範囲内において、健康危険情報に対する適切なリスクアセスメントを行うため、概ね15日に1回の会議をオンライン開催により開催することで、事案発生頻度や参加者との関係構築においても効率的な取組が行われていると評価できる。
- ・ 指標2については、令和7年度の実績値より評価可能な中、令和7年度実績は得られていないため、現時点では効率性の評価は困難。

《現状分析》

- ・ 指標1については、令和7年度の実績値は108%であり、例年100%という目標を達成。また、厚生労働省における緊急事態発生時の対応について、関係各所へ緊急事態の定義について見直し・修正を依頼し、現状に沿った内容へと変更。また緊急事態の内容によって連絡ルートを変更し、より迅速な連絡体制を設けることができるよう報告体制の修正を行ったことで、より実態を踏まえた体制へ改善され、迅速で適切な対応が期待できる。
- ・ 指標2については、令和7年度の実績値より評価可能な中、令和7年度実績は得られていない。次の感染症危機に対する政府の体制づくりの中で、JIHSが令和7年度に設立されており、感染症その他の疾患に関し、調査、研究、医療の提供、国際協力、人材の養成等を行うとともに、国内における感染症のまん延その他公衆衛生上の緊急の事態の予防・拡大防止と国内外の公衆衛生の向上及び増進に寄与するものとして適切に運営され、感染症による健康危機発生に備えた体制をさらに構築していく必要がある。

次期目標等への反映の方向性（施策及び測定指標の見直しについて）

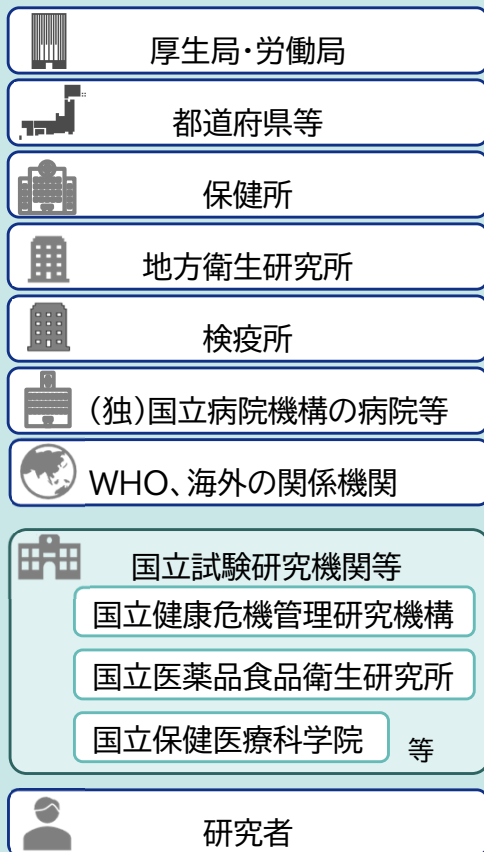
- ・ **指標1**については、目標を達成していることから、今後も環境変化や国際往来による感染症流入リスクの増加に対応するため、引き続き健康危機管理担当部局間の情報共有・連携強化のために取組をすすめていく。
- ・ **指標2**については、JIHSにおいて新たなパンデミックを見据えた基礎研究・臨床研究機能の強化及び人材育成の推進を行うなど、感染症による健康危機発生に備えた体制をさらに構築していく。

厚生労働省における健康危機管理の枠組み

- 薬害エイズ事件の反省に基づき、平成9年に「健康危機管理基本指針」、医薬品、食中毒、感染症など、各分野別に実施要領の策定や「健康危機管理調整会議」の設置など体制整備。
- 組織横断的な情報収集、評価分析、初動対応により、原因の明らかでない公衆衛生上の緊急事態に対しても対応。

1

国内外の健康危険情報の収集



2

情報の評価分析

担当部局・国立試験研究機関等が連携して実施

健康危機管理 担当部局

医政局
健康・生活衛生局
健康・生活衛生局感染症対策部
医薬局
労働基準局安全衛生部

厚生科学課 災害等危機管理 対策室

3

対策の検討・決定・実施

健康危機管理 担当部局

対応要請
報告

報告

厚生労働大臣

健康危機管理調整会議

情報共有・対策の検討・調整

主査

対策本部

重大な健康被害が発生し、または発生するおそれがある場合に被害の程度、緊急度等を勘案し、厚生労働大臣の承認を得て、対策本部を設置。

健康危機管理部会

諮問

意見

情報交換

連携

関係省庁

4

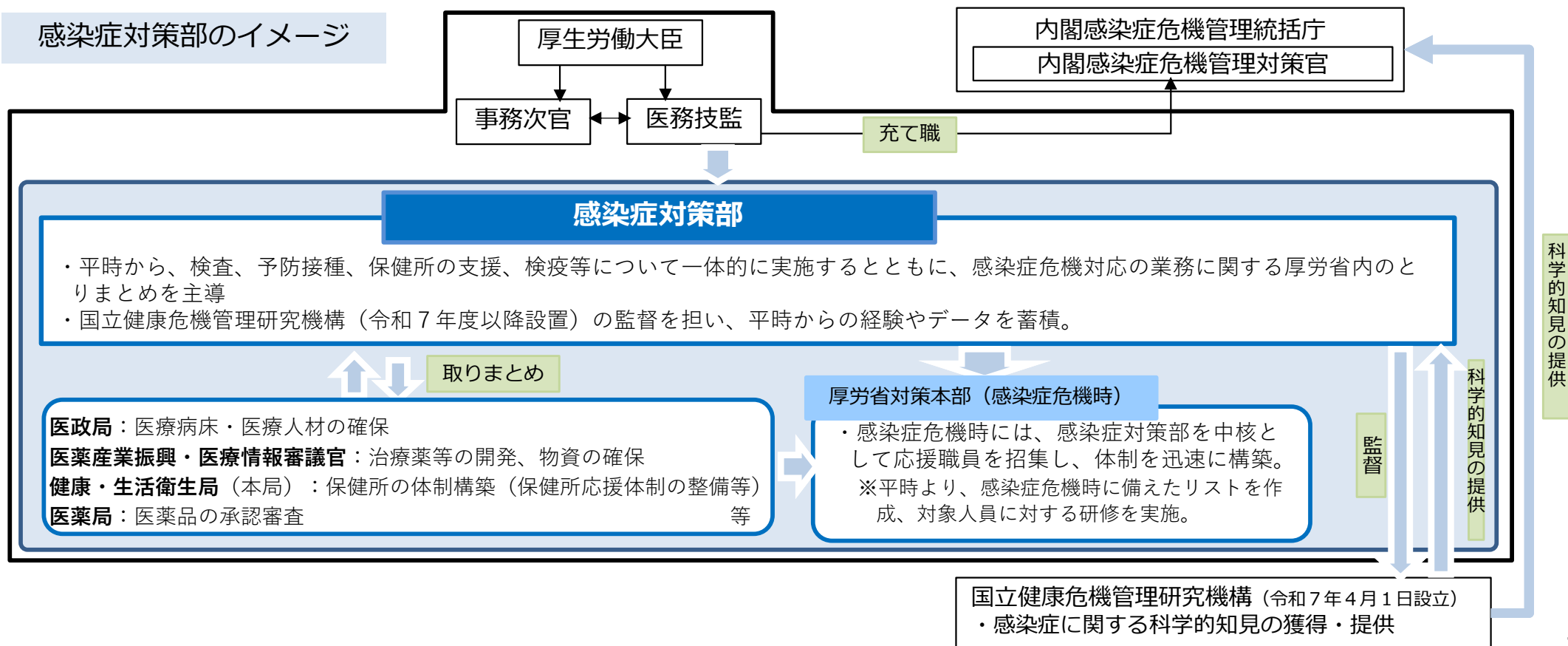
情報提供

国民(SNS、HP、報道機関等を通じて)、関係者(地方公共団体、医療関係団体等を通じて)、海外の関係機関、都道府県等

「感染症対策部」の概要

- 感染症対応能力を強化するため、内閣感染症危機管理統括庁の設置と同時期に、厚生労働省に、感染症対策部を設置（厚生労働省組織令改正）。
 - ※ 医務技監（内閣感染症危機管理対策官（充て職））の感染症対策の関係部局の統理のもと、感染症対策部長がその指揮・命令の下で感染症対策に関する省内のとりまとめを主導する。
 - ※ 感染症対策部に、「企画・検疫課」、「感染症対策課」、「予防接種課」の3課を設置する。
（現行の結核感染症課は「感染症対策課」とするとともに、同課に「結核対策推進室」を新設する。）
- 感染症対策部は、平時から、検査、予防接種、保健所の支援、検疫等について一体的に実施するとともに、感染症危機対応の業務に関する厚労省内のとりまとめを主導。
- 感染症危機時には、感染症対策部を中核として応援職員を招集し、体制を迅速に構築。また、平時からの経験やデータの蓄積に基づく有効な感染症対応を組織的な指示系統のもと実施。

感染症対策部のイメージ



国立健康危機管理研究機構 第一期中期目標のポイント

国立健康危機管理研究機構法（令和5年法律第46号）第27条第1項の規定に基づき、令和7年4月から6年間の中期目標を定め、厚生労働大臣から機構に指示した。第1期中期目標のポイントは以下のとおり。

1. 感染症有事における初動対応の強化

＜中期目標で指示した内容により、政府も含め実現する事項＞

- ・ 感染症インテリジェンスのハブとなり、診療から調査分析・リスク評価までを一体的に行い、最初の数百例程度の知見（疫学・臨床情報、検体の解析による病原体の特徴等）を迅速に収集
- ・ 感染症の全体像、検査方法、診療指針等を速やかにとりまとめ

- ・ 隔離・待機期間等を迅速に決定
- ・ 全国の地衛研等・保健所・医療機関等への展開、国民への分かりやすい情報提供

2. 研究開発力の強化

- ・ 平時から国内外の多施設共同治験等のネットワーク構築やFirst in Humanをはじめとする早期臨床試験の体制整備を推進
- ・ 基礎研究から臨床研究、公衆衛生対応まで部門間の協働・連携を推進（一気通貫の研究の実施）

- ・ 有事における検査・診断方法、治療薬・治療法、ワクチン等の実用化につなげる
- ・ 新たな研究成果の創出

3. 健康危機における臨床機能の強化

- ・ 感染症有事の対応力を高めるためにも、総合病院機能を維持・強化した上で、救急医療や集中治療の充実、災害派遣医療チーム（DMAT）事務局（日本DMATに関する業務の中核となる機関）の移管を実施

- ・ 有事における医療の提供、状況に応じた特別のミッション、全国の医療機関に対する治療法の助言や応援派遣等を充実

4. 人材育成・国際協力

- ・ 関係機関との人事交流等による機構内の人材の専門性の向上のほか、各種研修プログラムを充実
- ・ 感染症インテリジェンスや研究・開発における国際連携に加え、二国間等での技術協力・国際展開を実施

- ・ 国内の多様な公衆衛生対応人材の育成・確保
- ・ グローバルヘルスセキュリティ、UHC（ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ）への貢献

※ 特に、1～3に際し、感染症有事対応にはDXの推進や技術革新による対応能力の強化が重要となるため、政府の医療DX推進の取組等を踏まえ、機構の各取組も推進していく。また、全体として業務運営の効率化を図る。

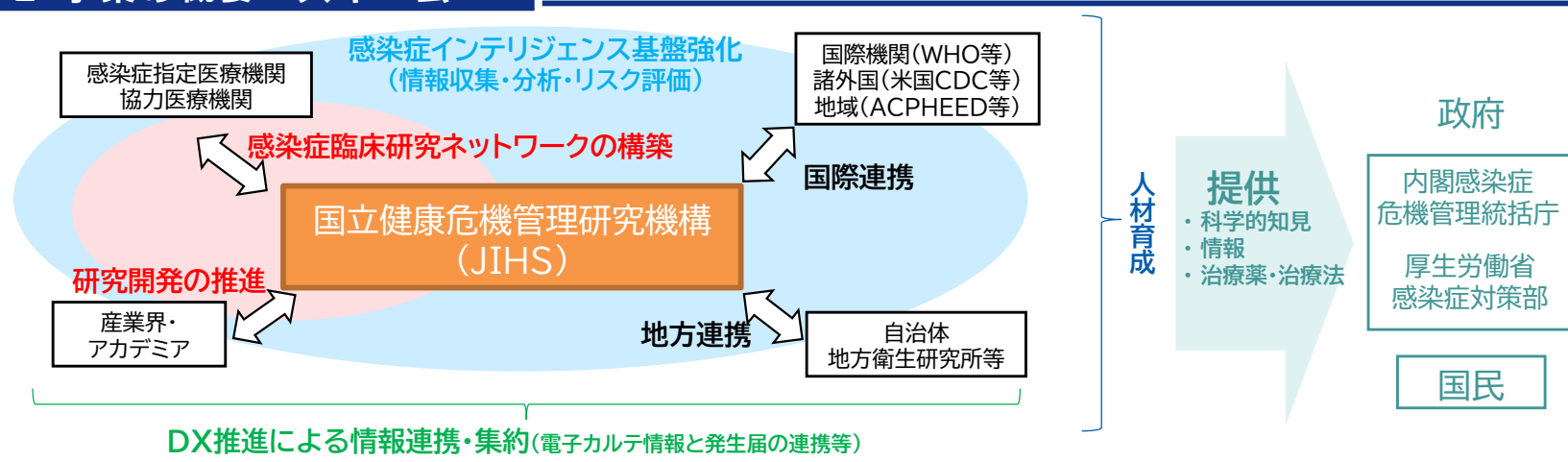
令和8年度当初予算額 177億円（174億円） ※（）内は前年度当初予算額

※令和7年度補正予算額 42億円

1 事業の目的

- **新型インフルエンザ等対策政府行動計画（令和6年7月2日閣議決定）**においては、次の感染症危機への備えをより万全にしていくため、国立健康危機管理研究機構（JIHS）が果たす役割として「①情報収集・分析・リスク評価、②科学的知見の提供・情報発信、③研究開発や臨床研究等のネットワークのハブ、④人材育成、⑤国際連携」が求められている。
- このため、JIHSにおいて、感染症の情報収集・分析体制の強化、感染症危機への対応人材の育成・確保、基礎から臨床に至る総合的な研究開発基盤の整備、対外発信力の強化に取り組むとともに、感染症に関連するデータを集積・分析し、質の高い科学的知見を統括庁及び厚生労働省に対して迅速に提供できる体制を構築する。

2 事業の概要・スキーム



4 実施主体等

- 実施主体
国立健康危機管理研究機構（特殊法人）
- 設置根拠
国立健康危機管理研究機構法
- 財源措置
法39条に基づき、国が交付



3 新規・拡充内容

○新たなパンデミックを見据えた基礎研究・臨床研究機能の強化及び人材育成の推進

有事に備え、市場性が低く企業治験では実施されない候補薬等について、平時から感染症その他疾患に関する臨床試験（治験）や臨床研究を関連医療機関、製薬企業等と連携して実施する体制を整備するとともに、新興・再興感染症対策に寄与する様々な研究を総合的かつ効率的に支援・推進するための基盤となる統合プラットフォームの構築を行い、新規イノベーション創出のための横断研究事業の推進を図る。

また、海外の最先端の研究機関に職員を派遣し、実地研修を通じて研究施設の運用・管理技術等の知見を取得することにより、次世代のバイオセーフティ学研究を担う人材を育成することで、パンデミック対応能力の向上を推進する。

令和8年度当初予算 5.9億円（5.9億円） ※（）内は前年度当初予算額 令和7年度補正予算額 24億円

1 事業の目的

- 今後新たに発生する感染症に対しては、科学的根拠を迅速に創出するとともに、医薬品等の臨床研究開発を推進することが求められる。
- 感染症法では、新たに医薬品の臨床試験の実施等の協力を求めることその他の関係医療機関との緊密な連携を確保するとともに医薬品の研究開発を推進することが規定されている。
※（第56条の39第1項）国は、（中略）感染症の患者に対する良質かつ適切な医療の確保を図るための基盤となる感染症の発病の機構及び感染性、感染症にかかった場合の病状並びに感染症の診断及び治療の方法並びに病原体等に関する調査及び研究を推進するとともに、医薬品の臨床試験の実施等の協力を求めることその他の関係医療機関との緊密な連携を確保することにより、感染症患者に対する医療提供の基盤となる医薬品の研究開発を推進することとする。
（第56条の39第3項）研究開発の推進に係る事務について、国立研究開発法人国立国際医療研究センターその他の機関に委託することができることとする。
- 今般、「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（令和6年7月2日閣議決定）において、「国及びJIHSは、AMEDと連携し、新型インフルエンザ等の発生時に、初動期から治療薬・治療法の速やかな研究開発の推進及び支援を行うため、平時から、基礎研究から治験等臨床研究に至る感染症研究のハブとしてJIHSが機能する体制を整備する。」と明記された。
- 臨床情報・検体等を速やかに収集し、検査方法や治療薬・ワクチン等研究開発の基盤となるリポジトリを運用し、平時より感染症に関する医薬品の研究開発に協力可能な医療機関のネットワークの体制整備を行うことにより、感染症の医薬品開発等の臨床研究を実施する体制を構築する。

2 事業の概要・スキーム等

（事業概要）

- ・ 今後新たに発生する感染症に対し、根拠のある対策を迅速にとるため、臨床情報・検体等を速やかに収集し、迅速に病態解明や検査方法や治療薬・ワクチン等の研究開発を行う基盤となる感染症指定医療機関等の協力医療機関からなる臨床研究ネットワークを活用し、平時においては、国内で発生のみられる感染症について、継続的な研究開発を行う。
- ・ 感染症事案発生時には、医薬品等を迅速に研究開発するための臨床試験（治験）を多施設で実施できる体制を確保するため、平時から本ネットワークの活用を図る。
- ・ 令和7年度からの本格運用においては、感染症指定医療機関等から成る臨床研究ネットワークを形成し、協力医療機関の管理、事務等を担当する事務局を設置し、本ネットワークの協力医療機関での臨床研究を推進している。

（スキーム）

